

## 横川都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

### 理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において，都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，横川都市計画区域においては，「豊かに住み続けることのできるまち - 横川」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

横川都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿児島県

## 《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1 ) 都市づくりの基本理念	1
2 ) 地域毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1 ) 区域区分の決定の有無	2
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	2
主要用途の配置の方針	2
土地利用の方針	3
2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	3
交通施設の都市計画の決定の方針	3
下水道及び河川の都市計画の決定の方針	5
その他の都市施設の都市計画の決定の方針	6
3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	6
主要な市街地開発事業の決定の方針	6
市街地整備の目標	6
4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	7
基本方針	7
主要な緑地の配置の方針	7
実現のための具体の都市計画制度の方針	8
主要な緑地の確保目標	8

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

横川都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の始良・伊佐地域に位置し、福岡県北九州市を起点とし鹿児島市を終点とする九州縦貫自動車道や栗野町を起点とし加治木町を終点とする県道栗野加治木線の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、霧島連山の西麓、始良郡北部地区のほぼ中心に位置する。

本区域には江戸時代から約300年間採掘が続いた山ヶ野金山があり、明治36年肥薩線の開通により、金山で精錬された青金の輸送拠点となったJR大隅横川駅周辺には、宿屋、飲食店、映画館等が軒を並べ、県北部の交通の要衝として活況を呈していた。

昭和55年には九州縦貫自動車道横川インターチェンジが供用開始され、隣接する溝辺町にある鹿児島空港とは15分、鹿児島市とは40分で結ばれている。

このような広域交通の利便性の高さを背景に、多くの先端技術関連企業が立地している。

これらの企業進出や町営住宅の整備をはじめとする定住環境の整備により、人口減少には一定の歯止めがかかっていたが、近年は減少傾向が見られ、加えて高齢化が進行している。

このため、今後は少子高齢社会の到来に備え、高齢者の暮らしを支える定住環境を整備するとともに、地域の活力を高める工業や交流機能を強化していくことが求められている。

これらのことから、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

### 『豊かに住み続けることのできるまち - 横川』

この基本理念を実現するため、次の3つの基本方針に基づいてまちづくりを推進する。

#### 住みよい都市づくり

既存市街地の居住環境の改善や新たな定住環境を整備するとともに、住民の生活を支える生活拠点機能を高め、快適な居住環境の整備を図る。

#### 活気ある都市づくり

周辺の環境と調和した既存工業団地の環境維持や生産機能の適切な誘導を図るとともに、自然を活用した広域交流機能を強化し、職場の確保と交流の促進により本区域の活力を高める。

#### 自然や歴史環境と調和した都市づくり

本区域で育んできた豊かな自然と先人たちが築いてきた歴史・文化資源を保全するとともに、これらを都市づくりに積極的に活かしていくことにより、都市の魅力を高める。

## 2) 地域毎の市街地像

### J R大隅横川駅周辺地域

山ヶ野金山の鉄道輸送拠点として形成された歴史を持つJ R大隅横川駅周辺の市街地を、良好な居住環境を有する住宅市街地ゾーンと位置づけ、居住環境の整備・改善を進めるとともに、駅前地区を都市拠点として位置づけ住民の生活を支える機能を強化する。

また、県道牧園薩摩線及び町道城山線を都市軸として位置づけ、本地域と紫尾田・二石田地域の連携を強化する。

### 紫尾田・二石田地域

県道牧園薩摩線の工業団地の立地する区間を中心とする沿道を町の活力を育む市街地ゾーンとして位置づけ、工業生産環境の維持・増進を図る。

また、丸岡公園、総合運動公園を観光・レクリエーション拠点として位置づけ、その機能強化を図るとともに、県道栗野加治木線、町道鍋ヶ迫崎山線からなる交流軸により、駅、ゴルフ場を含めて連携を図る。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は減少傾向にあり、将来においてもこの傾向が継続するものと予測され、現市街地を越える住宅地需要はないものと判断される。

また、商品販売額や製造品出荷額は増加傾向で推移すると予測されるが、これらの産業による将来的な土地需要は現市街地内で対応可能であることから、急激かつ無秩序な市街地拡大の可能性はないものと判断される。

一方、本区域の農地及び山林等の自然的環境は、農業振興地域の整備に関する法律、森林法による土地利用規制で保全を図ることができるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

## 3. 主要な都市計画の決定の方針

### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 主要用途の配置の方針

#### a 商業・業務地

鉄道駅による広域交通の利便性や市街地集積を有している県道横川停車場線周辺及び横川町役場、横川小学校周辺を、町の中心的な拠点として位置づけ、身近な商業施設を中心とする商業・サービス機能や行政・文化機能を維持、増進するとともに、ゆとりある歩行空間や駐車スペースの確保、趣ある街並み景観の誘導などに取り組む。

b 工業地

<sup>かみの</sup>上ノ地区の県道牧園薩摩線沿道及び栗野加治木線沿道周辺部を、今後の町の産業を担う産業拠点として位置づけ、周辺環境と調和した良好な工業地としての育成を図る。

c 住宅地

<sup>なかの</sup>中ノ地区の県道牧園薩摩線沿道周辺部を中心とした地区は、交通拠点、商業・業務地に近接する利便性の高い低層住宅地として位置づけ、良好な居住環境の育成を図る。

また、商業・業務地北側の県道栗野加治木線沿道地区については、社宅、集合住宅を中心とする住宅地として、良好な居住環境の育成を図る。

土地利用の方針

a 居住環境の改善又は維持に関する方針

仲町等の都市基盤が未整備な住宅地については、住宅の建替えに合わせた<sup>きょうあい</sup>狭隘道路の解消やオープンスペースの確保を誘導するとともに、計画的な宅地開発を進め、居住環境の改善を図る。

b 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

工業団地内の道路沿道の斜面緑地等の保全を図るとともに、工業団地の整備にあたっては、隣接地域への影響の緩和や周辺山林と調和した景観育成等の観点から適切な緑地の保全・育成に努める。

また、市街地における歴史的建造物でもあるJR大隅横川駅と調和した駅前空間の景観育成を図る。

c 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

d 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

天降川、清水川は、水と緑の軸を形成する河川であり、河川及び河川沿いの緑地の保全を図る。

f 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

正牟田等の市街地外の集落地は、周辺森林や農地との調和を図りつつ、その居住環境の維持・改善を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

## ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要な道路として、南北方向に九州縦貫自動車道と県道栗野加治木線、また、都市幹線道路として東西方向に県道牧園薩摩線が位置している。

道路網としては、市街地間や観光・レクリエーション拠点を連絡する機能や生活交通を支える道路の整備が、不十分であることから適切な対応が必要である。

また、バス交通は、本地域内を連絡する路線及び本数が不足しており、地域内の公共交通機能の充実が求められている。

このような状況を踏まえ、本地域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

中心市街地と上ノ地区紫尾田周辺の生活拠点を結ぶ都市軸となる道路の拡幅整備等を図り、東西方向の連絡機能の強化を図る。

丸岡公園、総合運動公園、ゴルフ場と中心市街地を結ぶ交流軸となる道路の機能を強化し、スポーツ・レクリエーション拠点へのアクセス性の向上を図る。

中心市街地や生活拠点を重点に生活道路の改良整備を図るとともに、バリアフリー等に配慮した歩行空間など良好な交通施設の整備を図る。

公共交通は、高齢社会において誰もが快適に移動する手段として重要であることから、JRの路線維持と交通弱者等の移動手段であるバス交通の利便性を強化する。

## イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

## b 主要な施設の配置の方針

### ア 道路

都市施設	配置の方針
都市幹線道路	主要幹線道路と連携する道路の整備を図る。 県道紫尾田牧園線 都市軸を構成する道路の整備を図る。 町道城山線 交流軸を構成する道路の整備を図る。 町道鍋ヶ迫崎山線 JR大隅横川駅へのアプローチ道路の整備を図る。 県道横川停車場線

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
道 路	都市幹線道路の整備： 町道城山線

下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域の市街地は、豊かな山林に囲まれている。生活雑排水の処理は、居住環境の衛生上重要な課題であるだけでなく、環境負荷の軽減にも寄与することから、積極的に取り組んでいく必要がある。

本区域では、当面合併処理浄化槽の設置による対策を主体に置きながら、「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき、公共下水道をはじめとする総合的な生活排水処理対策に関する調査研究を進めていく。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

概ね10年後に本区域の市街地及び集落地の過半の区域で、合併処理浄化槽が設置されることを目標とする。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

中心市街地を重点地区として、排水路整備、合併処理浄化槽の設置を進める。

イ 河川

本区域には、天降川、清水川等の河川がある。このうち天降川については、治水上の安全性を確保するため、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。



c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
河 川	河川改修 二級河川天降川

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

快適で文化的な生活空間を確保するため、ごみの減量化と分別収集によるリサイクル化や合併処理浄化槽の導入を図りながら、広域的な連携を基本として、ごみ処理施設やし尿処理施設の充実を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

本地域のごみ処理は、焼却施設として牧園町の北始良清掃センターが利用されているが、老朽化しており平成15年度から1市5町による新たな施設が菱刈町において稼働する。ごみの減量化と分別収集によるリサイクル化を進め、焼却施設の適切な利用を図る。

イ し尿処理施設

し尿処理場として牧園・横川町衛生管理組合「清水館」が整備されており、これらの施設の適正な維持・管理に努める。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に実施する予定の主要な事業はないが、必要に応じて施設の検討を行う。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、JR肥薩線大隅横川駅を中心に市街地が形成されており、安全で快適な住民生活と効率的な都市活動を確保するため、中心市街地について都市基盤の整備を優先的かつ計画的に推進し、生活環境の整備、都市機能の整備・充実を図る。

市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の主要な事業はないが、仲町地区の市街地整備のあり方を検討していく。

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### 基本方針

本区域は山地，台地が大半を占めている。

このうち，西部の山地は河川の源流地を含む，優れた自然環境・景観や史跡・文化財が保全されている。また，集落地は，山林と河川が織りなす豊かな自然的環境の中に散在しており，これらが一体となって本区域を特徴づける良好な住宅地が形成されている。

このように，本区域の自然的環境は住民の生活や交流等において重要な役割を果たしている。加えて，価値観の多様化や地球環境問題等に対応して，ますます自然的環境の役割は重要になることから，今後ともこの良好な自然的環境を保全・活用していく。

##### 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	山岳丘陵地の溪流	天降川，清水川などの河川・溪流は，本地域の自然環境の特性を代表する生態系と景観を有しており，重要な観光資源ともなることから保全を図る。
	区域全体	市街地は斜面の緑地に取り囲まれ，良好な市街地環境が保たれていることから，これらの緑地を保全する。
b レクリエーション系統の配置	上ノ地区	丸岡公園を，住民はもちろん広域的なレクリエーション拠点として位置づけ，その環境の保全と再整備を図る。
	中ノ地区	総合運動公園を生涯スポーツなど多様なニーズに対応する住民の健康・交流拠点として位置づけ，その環境の保全を図る。
	中ノ地区市街地内	あさひ公園，福祉公園，上ノ山グラウンドを市街地における身近なオープンスペースとして位置づけ，その環境の維持を図るとともに，誘致圏域，規模を勘案した公園の適正配置を検討していく。
	農村集落地内	既設の正牟田活性化センター周辺の農村公園に加えて，その他の集落地においても，コミュニティの交流の場となるオープンスペースを適宜配置する。
	城山地区	横川城跡を歴史文化とふれあえる場として，環境整備を検討する。

	主要な河川	本地域の環境構造の軸となっている河川について、親水空間を整備して自然とふれあい憩いの場づくりを進める。
c 防災システムの配置	地域全体	水害・土砂災害防止のため、保水機能を有する森林を保全する。 急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。
	工業団地周辺	丘陵の樹林地や集落地に隣接する一団の工業地については、周辺環境との緩衝帯としての緑地の配置に努める。
d 景観構成システムの配置	地域全体	本地域の集落地景観の基本構造を構成している斜面樹林等を保全して、豊かな里山の環境の維持、再生を図る。
	中ノ地区市街地内	住宅地内に点在する屋敷林等を保全し、緑豊かな市街地環境の育成を図る。

#### 実現のための具体の都市計画制度の方針

主要緑地の配置の方針を踏まえ、街区公園や近隣公園などの都市公園の配置を検討するとともに、本区域にとって重要な緑地の保全のあり方を検討し、公園の整備、地域制緑地の指定や「横川町の環境を守る条例」によって、ふるさとの緑の積極的な保全に努める。

#### 主要な緑地の確保目標

##### a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

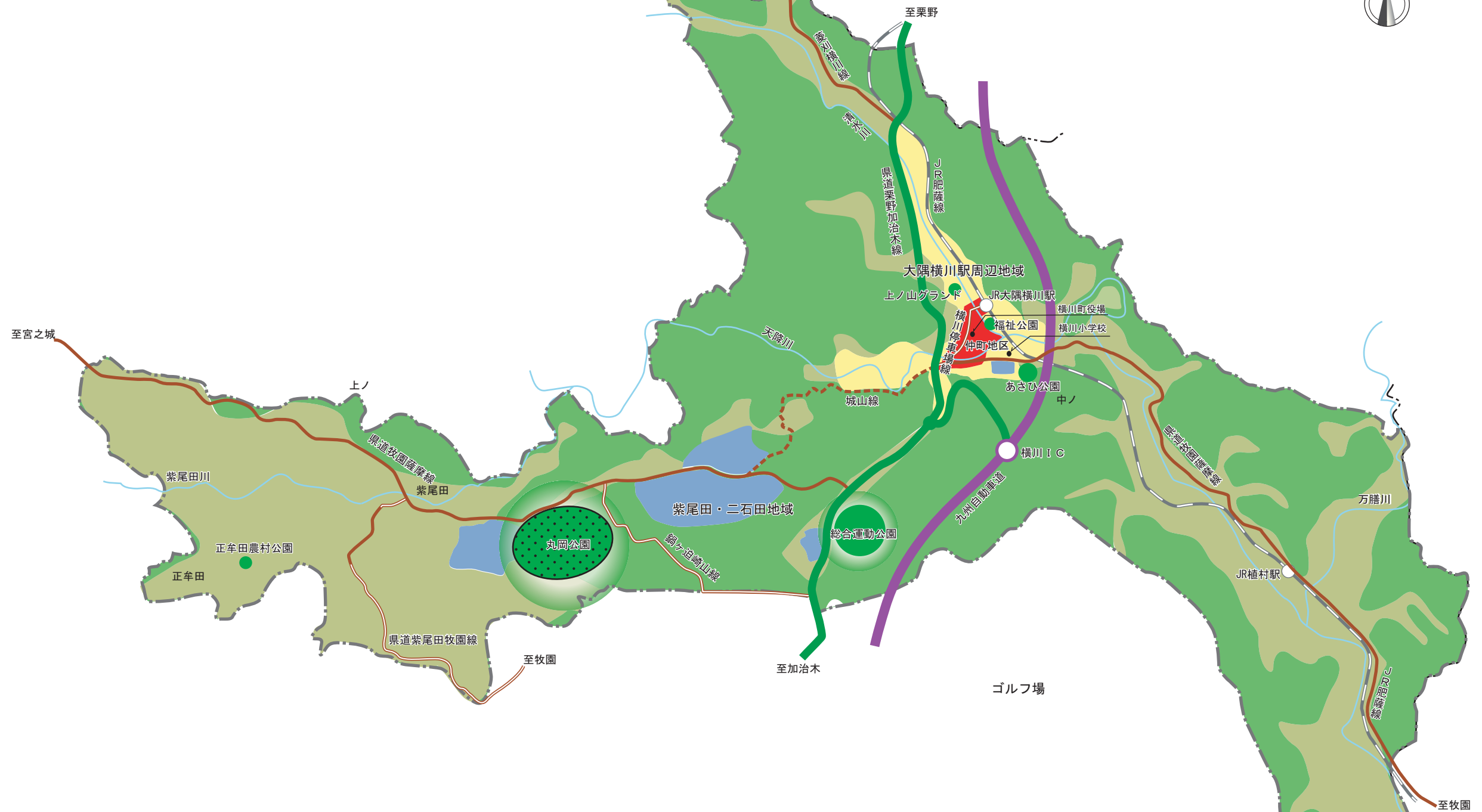
概ね10年以内に新たに整備を行う公園はないが、既設の総合公園の再整備を行うものとする。

種 別	名 称 等	規 模
総合公園	丸岡公園	約 27.2 ha

##### b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

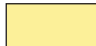
















概ね10年以内に地域地区指定を行う予定の地区はないが、必要に応じて指定を行うものとする。

# 横川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



- ① 本方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
- ② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

## 凡例

	住宅地		観光・レクリエーション地区		鉄道		主要幹線道路(概ね整備済み)		公園・緑地(概ね10年以内に整備)
	商業・業務地		高規格幹線道路(整備済み)		都市幹線道路(概ね整備済み)		公園・緑地		河川
	工業地		都市幹線道路(概ね10年以内に整備)		河川		都市幹線道路(概ね10年以降)		都市計画区域界
	農業ゾーン								
	樹林地ゾーン								

